



令和 4 年 2 月 1 日

消防本部総務課	
担 当 者	本件指定代理人 消防本部総務課長 長島 市総務課 主査 矢吹
電 話 番 号	0869-22-1334 (直通)

## 消防無線入札談合に係る訴訟の和解成立について

平素は、市行政推進に格別のご協力を賜り誠にありがとうございます。

本市では、平成 29 年 2 月 2 日に公正取引委員会が独占禁止法に基づく課徴金納付命令等を行った消防救急無線システムのデジタル化に伴う入札談合問題に関し、損害賠償等を請求するため沖電気工業株式会社外 2 社に対し訴訟を行っていましたが、下記のとおり、本日、和解が成立しましたのでお知らせします。

## 記

- 1 相手方 沖電気工業株式会社  
沖クロステック株式会社  
西日本電信電話株式会社 岡山支店 (契約相手方)
- 2 和解の概要 沖電気工業株式会社が、本市に対し、本件の解決金として 1629 万 3900 円を支払う。
- 3 対象となった契約 消防・救急無線デジタル化整備工事 (以下「本件契約」といいます。)  
(平成 25 年 5 月 31 日入札・平成 25 年 7 月 10 日契約)  
契約金額 406,350,000 円 (消費税含む。)
- 4 経緯 本件契約に関し、下請業者である沖電気工業株式会社外 4 社 (※) が、入札談合を行ったとして、平成 29 年 2 月 2 日に公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けました。これを受け、この談合により生じた損害の賠償を請求するため、本市では平成 30 年に民事調停を行い、平成 31 年 4 月には東京地方裁判所に上記相手方を被告らとして訴訟を提起していました。  
この訴訟に関し、東京地方裁判所から各当事者に対し、上記 2 の内容の和解勧告が為されたところ、各当事者がこれを受諾することとしたので、上記のとおり和解に至ったものです。

5 経過	平成 25 年 7 月	本件契約
	平成 29 年 2 月	公正取引委員会による排除措置命令及び課徴金納付命令
	平成 30 年 6 月	岡山簡易裁判所に調停提起 (平成 31 年 3 月 不成立)
	平成 31 年 4 月	東京地方裁判所に訴訟提起
	令和 4 年 2 月 1 日	和解成立

※ 公正取引委員会から独占禁止法に基づく排除措置命令を受けたのは、沖電気工業株式会社のほか、株式会社富士通ゼネラル、日本電気株式会社、日本無線株式会社及び株式会社日立国際電気です。(詳細は公正取引委員会ホームページなどをご覧ください。)

※ なお、本日(2月1日)は、本件の主担当者(矢吹)が、本件の手続で不在としているため、お問い合わせの内容によっては、ご回答にお時間をいただく場合があります。(場合によっては翌日以降のご回答になります。) ご了承ください。